

# 令和6年度春日部市障害者就労施設等優先調達方針

令和6年7月策定

## 1 趣旨

平成25年4月1日に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者及び在宅で就業する障害者等の経済的自立を促進することを目的に、市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するため、本調達方針を定める。

## 2 用語の定義

本調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

本調達方針は、本市のすべての機関及び市の指定管理者が発注する物品等の調達に適用する。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
  - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が  
30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

## 5 調達の対象品目

(1) 物品

食品類、縫製品等、紙製品等、生活雑貨・小物雑貨、印刷製品、プリント製品、  
農作物等、その他施設が受注できるもの

(2) 役務

軽作業、草刈り・清掃作業、分別作業、解体作業、回収作業、郵便物封入封緘作  
業、その他施設が受注できるもの

## 6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

調達の目標は前年度の調達実績（件数又は金額）を上回ることとする。

【令和5年度実績：2件 147,400円】

## 7 調達の基本的な考え方

(1) 障害者就労施設等優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。

(2) 適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、予算の適正な使用、契約における透明  
性、経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるも  
のとする。

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設置された春日部市シルバー  
人材センター及び春日部市内の中小企業などに配慮しながら、障害者就労支援施設  
等からの物品等の調達の推進に努める。

(4) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、  
キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用  
部署において十分に検討するものとする。

(5) 物品等の調達について、障害者就労支援施設等に対し、可能な限り調達内容の仕  
様を分かりやすく説明するとともに、適切な履行期間、発注量の設定等に努める。

(6) 物品等の調達について、仕様等を決定する際は、達成しようとする行政目的等を  
踏まえ決定するものとする。予定価格については、取引の実例価格等を考慮した適  
正なものとなるよう設定するものとする。

また、求める要件、評価方法、契約手続等を定める際には、障害者就労支援施設等が不当に排除されることのないよう、競争への参加機会の確保に留意するものとする。

- (7) 企業等からの物品等の調達にも資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、市公式ホームページ等を活用し発信するものとする。

## 8 調達の推進方法

- (1) 障がい者支援課は、調達を円滑に進めることができるよう、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、この情報を各課に提供する。
- (2) 物品等の調達について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用に努める。
- (3) 本市と業務委託契約（指定管理制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、障害者就労支援施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。
- (4) 契約受注機会増大のために、障害者就労施設等へ市の競争入札参加資格の申請及び取得について促すものとする。

## 9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定したときは、市公式ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、市公式ホームページ等により速やかに公表する。